

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年12月 1日

【会社名】 株式会社免疫生物研究所

【英訳名】 Immuno-Biological Laboratories Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清藤 勉

【本店の所在の場所】 群馬県藤岡市中字東田1091番地 1

【電話番号】 0274-22-2889(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役事業統括推進本部長 中川 正人

【最寄りの連絡場所】 群馬県藤岡市中字東田1091番地 1

【電話番号】 0274-22-2889(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役事業統括推進本部長 中川 正人

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当	
第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債	1,388,520,000円
第 3 回新株予約権証券	4,408,000円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	930,088,000円

(注) 行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)】

銘柄	株式会社免疫生物研究所第2回無担保転換社債型新株予約権付社債
記名・無記名の別	無記名式とし、新株予約権付社債券は発行しない。
券面総額又は振替社債の総額	金1,388,520,000円
各社債の金額	金34,713,000円の1種
発行価額の総額	金1,388,520,000円
発行価格	額面100円につき金100円 ただし、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
利率(%)	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項なし。
利息支払の方法	該当事項なし。
償還期限	平成31年12月20日
償還の方法	<p>1. 償還金額 額面100円につき金100円。ただし、繰上償還する場合は本欄第2項第(2)号乃至第(3)号に定める金額による。</p> <p>2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債は、平成31年12月20日(以下「償還期限」という。)にその総額を償還する。 (2) 当社は、平成28年12月20日以降、平成31年12月20日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)に対して、償還すべき日(償還期限より前の日とする。)の1ヶ月以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することができる。 平成29年1月20日から平成29年12月19日までの期間： 100.5% 平成29年12月20日から平成30年12月19日までの期間： 101.0% 平成30年12月20日から平成31年12月19日までの期間： 101.5% (3) 本社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、当社に対して、償還すべき日(償還期限より前の日とする。)の15営業日前までに事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を額面金額に110.0%の割合に乗じた金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。 (4) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p>
募集の方法	第三者割当の方法により、全額を次の者に割り当てる。 ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合(以下「割当予定先」という。)
申込証拠金	該当事項なし。
申込期間	平成28年12月20日
申込取扱場所	株式会社免疫生物研究所 財務経理部 群馬県藤岡市中字東田1091番地1
払込期日	平成28年12月20日 本転換社債型新株予約権の割当日も同日とする。
振替機関	該当事項なし。
担保の種類	該当事項なし。
担保の目的物	該当事項なし。
担保の順位	該当事項なし。
先順位の担保を付けた債権の金額	該当事項なし。

担保の目的物に関し 担保権者に対抗する権利	該当事項なし。
担保付社債信託法上の 受託会社	該当事項なし。
担保の保証	該当事項なし。
財務上の特約 (担保提供制限)	<p>1 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。</p> <p>2 本欄第1項に基づき担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>
財務上の特約 (その他の条項)	本新株予約権付社債には担保切替条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

- (注) 1 新規発行新株予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)に関して、当該新株予約権付社債を以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」といい、新株予約権部分を「本転換社債型新株予約権」という。
- 2 社債管理者の不設置
本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
- 3 期限の利益喪失に関する特約
当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を公告する。
- (1) 当社が、いずれかの本社債につき、上記表中「財務上の特約(担保提供制限)」又は「償還の方法」欄第1項及び第2項の規定に違背し、30日以内にその履行をすることができないとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにも拘わらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額(邦貨換算後)が1億円を超えない場合はこの限りではない。
- (4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は取締役会において解散(新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。)の決議を行ったとき。
- (5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (6) 当社の事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分がなされたとき、競売(公売を含む。)の申立てがあったとき若しくは滞納処分としての差押えがあったとき、又はその他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。
- 4 本社債権者に通知する場合の公告の方法
本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接書面により通知する方法によることができる。
- 5 社債権者集会に関する事項
- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前までに本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は群馬県においてこれを行う。
- (3) 本社債総額(償還済みの額を除く。)の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
- 6 取得格付
格付は取得していない。
- 7 繰上償還に関するその他の合意事項
当社は、割当予定先の無限責任組合員である株式会社ウィズ・パートナーズ(以下「ウィズ・パートナーズ」という。)との間で本有価証券届出書提出の効力発生後、投資契約書(以下「本投資契約」という。)を締結する予定であり、本投資契約には本社債の繰上償還の請求に関する下記の条項が含まれます。

割当予定先は、上記「償還の方法」欄第2項第(3)号の規定において、()以下乃至のいずれかの事項が決定又は承認された場合、又は()以下の事項があった場合に限り、かつ、払込期日以降、平成30年12月19日まで(当日を含む。)の間に限り、上記「償還の方法」欄第2項第(3)号に従い本新株予約権付社債の繰上償還の請求ができる。

当社、株式会社スカイライト・バイオテック及び株式会社ネオシルク化粧品(以下「当社等」という。)の組織再編行為(当社等が消滅会社となる合併、又は当社等が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転、又は吸収分割若しくは新設分割)

当社等の事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は譲受け

当社等の解散又は破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始その他の倒産手続開始の申立て

当社の普通株式の上場廃止又はその決定

当社によるその時点で残存する第3回新株予約権の一部又は全部の取得の決定

当社による本投資契約の重大な違反(本投資契約における当社の表明及び保証が真実かつ正確でなかった場合を含むが、これに限られない。)、又は軽微な違反についてウィズ・パートナーズからは是正を求める通告があり、2週間以内に違反状態が改善されない場合

- 8 本有価証券届出書の効力発生及び当社が平成28年3月1日に発行した第2回新株予約権(以下「第2回新株予約権」という。)の全部の当社による取得の完了後、申込期間内に本新株予約権付社債の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに発行価額の総額を払い込むものとする。

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。)
新株予約権の目的となる株式の数	1,740,000株 本転換社債型新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(当社普通株式の発行又は処分を以下「交付」という。)する数は、行使請求に係る本転換社債型新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本表中「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項記載の転換価額(ただし、同欄第3項第(1)号乃至第(5)号の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。 ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本転換社債型新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本転換社債型新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。</p> <p>2 本転換社債型新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる1株当たりの額(以下「転換価額」という。)は、798円とする。</p> <p>3 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たり} \text{の払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)、その他証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記に拘わらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本転換社債型新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については後記(注)4の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

- (3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (5) 本項第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。

	<p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(1)号乃至第(5)号により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本社債権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金1,388,520,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本転換社債型新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、本表中「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とする。また、本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成28年12月20日から平成31年12月19日までとする。但し、当社の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日まで、期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、本社債権者の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日までとする。上記いずれの場合も、平成31年12月19日以後に本転換社債型新株予約権を行使することはできない。なお、本欄の定めるところにより本転換社債型新株予約権を行使することができる期間を、本「1 新規発行新株予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において行使可能期間という。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし。</p>
新株予約権の行使の条件	各本転換社債型新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	取得の事由及び取得の条件は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債又は本転換社債型新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	本転換社債型新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本転換社債型新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1 本社債に付する新株予約権の数

各本社債に付する本転換社債型新株予約権の数は1個とし、合計40個の本転換社債型新株予約権を発行する。

2 本転換社債型新株予約権の行使請求の方法

本転換社債型新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本転換社債型新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使可能期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」第1項記載の行使請求受付場所(以下、本「1 新規発行新株予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において、「行使請求受付場所」という。)に提出しなければならない。

- 3 本転換社債型新株予約権の行使請求の効力発生時期
行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着した日に発生する。
- 4 株式の交付方法
当社は、本転換社債型新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該本転換社債型新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。
- 5 本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由
本転換社債型新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本転換社債型新株予約権の行使に際して当該本転換社債型新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本転換社債型新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権付社債に係る要項及び割当予定先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関、株式会社ブルータス・コンサルティング(東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表取締役社長野口真人、以下「ブルータス・コンサルティング」という。)の評価報告書の新株予約権に関する評価結果及び本社債の利率、繰上償還、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値を勘案して、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

2 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行新株予約権証券（第3回新株予約権）】

(1) 【募集の条件】

発行数	116個(新株予約権1個につき10,000株)
発行価額の総額	4,408,000円
発行価格	新株予約権1個につき38,000円(新株予約権の目的である株式1株につき3.8円)
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	平成28年12月20日
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	株式会社免疫生物研究所 財務経理部 群馬県藤岡市中字東田1091番地1
払込期日	平成28年12月20日
割当日	平成28年12月20日
払込取扱場所	株式会社東和銀行 藤岡支店

- (注) 1 第3回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)については、平成28年12月1日開催の取締役会において、発行を承認する決議が行われている。
- 2 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生及び第2回新株予約権の全部の取得の完了後、申込期間内に本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記表中「払込取扱場所」に記載の払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとする。
 - 3 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当では行われなないこととする。
 - 4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法により、次の者に割り当てる。
ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。)
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その総数は1,160,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「交付株式数」という。))は10,000株とする。)</p> <p>但し、本欄第2項乃至第4項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って、行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、同欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> <p>3 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各調整事由毎に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に当該行使に係る本新株予約権の交付株式数を乗じた額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。))は、798円とする。但し、行使価額は第3項の定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。))をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)、その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。))の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合</p> <p>調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p>

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記に拘わらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については後記(注)1(3)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者(本新株予約権を保有する者をいう。以下、同じ。)と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	(6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金930,088,000円 但し、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る本新株予約権の払込金額の総額を、本表中「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成28年12月20日から平成33年12月19日。但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得に係る通知又は公告で指定する取得日の1週間前までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし。 3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社東和銀行 藤岡支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って2週間前に通知又は公告をした上で、かかる通知又は公告で指定した取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき払込金額と同額で取得することができる。 2 当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認されたときは、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って通知又は公告をした上で、当社取締役会が別途定める日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき払込金額と同額で取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、その行使に係る本新株予約権の内容及び数等必要事項を記載して、これに記名捺印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、本新株予約権者は前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

2 本新株予約権行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、行使請求に必要な書類の全部が「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が同欄第3項に定める払込取扱場所の指定する口座に入金された日に発生する。

3 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

4 本新株予約権の行使指示

当社は、下記5記載の条件に従い、何度でも本新株予約権の行使を指示することが可能であり、転換が行われた場合は、自己資本の強化が可能になります。

5 当社は、割当予定先の無限責任組合員であるウィズ・パートナーズとの間で本有価証券届出書提出の効力発生後に本投資契約を締結する予定であり、本投資契約には本新株予約権の行使指示に関する下記の条項が含まれます。

当社は、平成28年12月20日以降、次の場合には割当予定先に対して、本投資契約に定める条項に従い、本新株予約権の行使を指示することができます。割当予定先は、かかる指示のあった日(以下「行使指示日」という。)から2営業日以内に行使を行います。

行使指示日を含めた10連続取引日(終値のない日が当該期間内にあった場合には、当該日を除いた10取引日。以下、同じ。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値が行使価額の150%を超過した場合、割当予定先に対して、累計で本新株予約権35個(行使総額279,300,000円、当該新株予約権の目的となる株式350,000株分)を上限として本新株予約権の行使を指示することができます。

行使指示日を含めた10連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値が行使価額の200%を超過した場合、割当予定先に対して、前記に従う本新株予約権の行使を含め、累計で本新株予約権70個(行使総額558,600,000円、当該新株予約権の目的となる株式700,000株分)を上限として本新株予約権の行使を指示することができます。

但し、いずれの場合においても当該行使指示日において行使を指示できる本新株予約権は、当該期間の1日平均出来高の20%を上限とします。また、当社が行使を指示することのできる本新株予約権の個数は、いかなる場合も、合計して70個(行使総額558,600,000円、当該新株予約権の目的となる株式700,000株分)を超えないものとします。

なお、当社は、割当予定先が本転換社債型新株予約権又は本新株予約権の行使を請求した日から5営業日以内、前記又はに従い当社が割当予定先に対して本新株予約権の行使を指示した日から5営業日以内及び割当予定先又はウィズ・パートナーズが当社の未公表のインサイダー情報を持っている期間は、割当予定先に対して本新株予約権の行使の指示をできないものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,318,608,000	18,500,000	2,300,108,000

(注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権付社債の払込金額の総額1,388,520,000円に本新株予約権の発行価額の総額及び行使に際して払い込むべき金額の合計額930,088,000円を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使による払込みにつきましては、原則として本新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、本新株予約権の行使状況により変更される場合があります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士報酬費用5,000,000円、新株予約権等算定評価報酬費用5,000,000円、反社会的勢力との関連性に関する第三者調査機関報酬費用3,000,000円、登録免許税4,000,000円、その他の事務費用1,500,000円(有価証券届出書作成、変更登記費用等)の合計です。

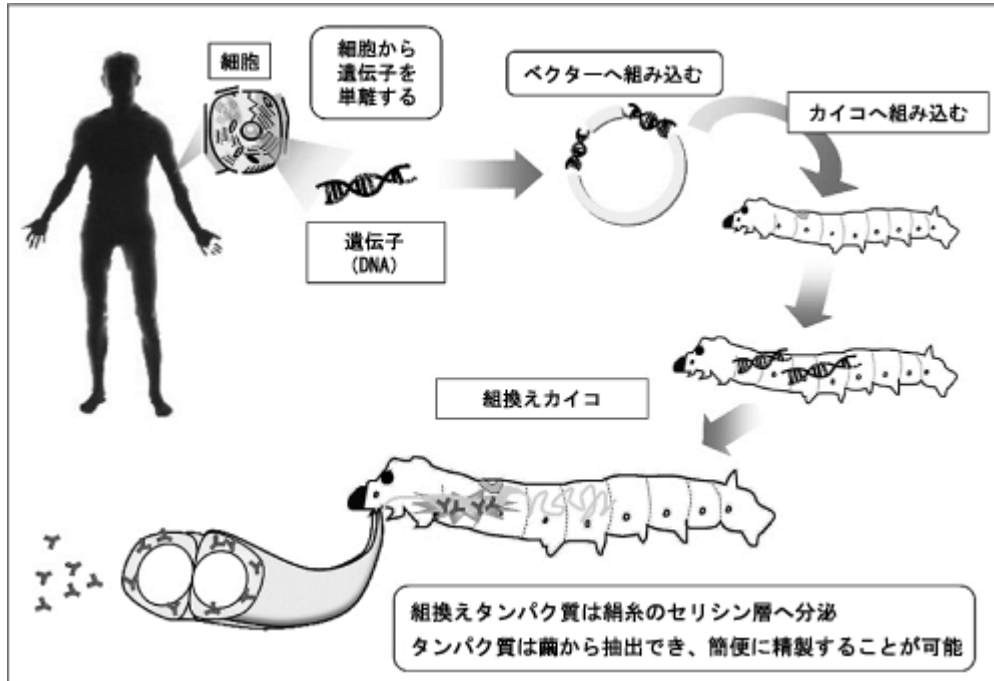
(2) 【手取金の使途】

課題	具体的な資金使途	金額(百万円)	支出予定時期
	医薬品原料の生産管理をするためのノウハウや人材の確保および医薬品原料の製造工場の設計資金	200	平成29年1月 ～平成30年12月
	TGカイコ大量飼育に関わる機械装置及び設備の設計及び購入資金	300	平成30年10月 ～平成32年9月
	医薬品原料の製造工場の建設及び製造ライン設備(GMP準拠)(1)購入資金	1,450	平成31年1月 ～平成32年9月
	桑の葉の確保および人工飼料の事業化に向けた、M&A又は提携パートナーの獲得活動資金	200	平成29年1月 ～平成31年12月
	人工飼料の事業化に向けた、建設および設備購入資金	150	平成30年10月 ～平成32年9月

- (注) 1 上記の使途及び金額は、「遺伝子組換えカイコ事業」を具現化する各種施策を実行する前提として、従来の経験則に基づいて試算した概算値であります。このため、今後、当社がかかる施策を変更した場合あるいは「遺伝子組換えカイコ事業」を取り巻く環境の変化があった場合など、状況の変化に応じて使途又は金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定時期は、かかる施策が順調に進捗した場合を前提としており、今後のかかる施策の進捗状況に応じて変更される可能性があります。なお、具体的な資金使途が変更となった場合は、法令等に従い適時適切に開示します。
- 2 上記使途の調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行預金等の安全な運用方法で管理いたします。
- 3 実際に調達した資金は、上記具体的な資金使途の支払が発生した順に応じて充当いたします。また、資金使途の実行時において、資金調達が行われていなかった場合や、調達した資金が、上記予定の調達する資金に達しない場合は、自己資金の充当を含め、新たな資金調達を行う必要があります。
- 4 上記は、医薬品原料にとって品質・生産管理が生命となりますが、『品質・生産』を『管理』するためには、遺伝子組換えカイコ(以下、「TGカイコ」)の飼育方法、原料及び製品の品質の相関、製造プロセスの理解、医薬品に関する国内外の規制・ガイドライン等の知識が必要となります。その上で、品質・生産の観点から考察し、課題を抽出・解決することが求められてきています。品質・生産管理をしっかりと行うために、優秀な技術を有する、人材の強化・補強も展開し、医薬品原料を製造するための工場設計を開始する予定です。そのための資金が、平成29年1月頃～平成30年12月頃までに200百万円が必要となり、本新株予約権付社債の発行により調達した資金を充当する予定です。
- また、本格的な製造工場建設に向けて、現在パイロットプラントにおいて、大量生産に向けた大量飼育設備の研究開発を実施しております。医薬品原料の製造工場では、パイロットプラントの飼育設備の数倍のスケールアップを図る必要があり、パイロットプラントでの研究開発の成果を踏まえ、本格的な大量飼育設備を設計・購入するための資金が必要となります。そのための資金が、平成30年10月頃～平成32年9月頃までに300百万円が必要となり、本新株予約権付社債並びに新株予約権の発行及び行使により調達した資金を充当する予定です。
- さらに、現在パイロットプラントにおいて、GMP準拠における生産ラインの構築や大量生産に向けた研究開発を実施しており、今後、パイロットプラントで蓄積されたノウハウや技術、共同研究の結果等を踏まえ、医薬品原料を製造するための工場建設や設備購入を開始する予定です。そのための資金が、平成31年1月頃～平成32年9月頃までに1,450百万円が必要となり、本新株予約権付社債並びに新株予約権の発行及び行使により調達した資金を充当する予定です。
- 上記は、TGカイコの飼育で使用する人工飼料は、現在限られた企業より仕入れております。当社は、本格的な大量飼育を視野に入れ人工飼料の自社生産を目指してまいります。そのためには、人工飼料の製造可能な企業等とのM&Aを目指してまいります。しかしながら、M&Aが難しい状況になった場合には、優秀な技術を有する人材の確保をおこない、研究開発活動や提携、人材の強化・補強を実施してまいります。そのための資金が、平成29年1月頃～平成31年12月頃までに200百万円が必要となり、本新株予約権付社債の発行により調達した資金を充当する予定です。
- また、人工飼料を自社生産するための建設及び設備の購入のための資金が平成30年10月頃～平成32年9月頃までに150百万円が必要となり、本新株予約権付社債並びに新株予約権の発行及び行使により調達した資金を充当する予定です。

<資金調達の背景および主な目的>

当社、遺伝子組換えカイコ事業では、目的とするタンパク質を遺伝子組換え手法によりカイコの繭に生産させる技術を有しております。この生産技術は、下記の図に示しますように、生産を目的とするタンパク質の元になる遺伝子を用意することから始まります。用意した遺伝子は、ベクターと呼ばれる遺伝子の運び屋の中に組み込まれます。次にそのベクターがカイコの卵に注入され、最終的に遺伝子の組み込まれた、目的タンパク質を発現する遺伝子組換えカイコを選別します。この遺伝子組換えカイコは、生産目的としたタンパク質を、繭の中に吐き出すように工夫されております。



当社は、このたび、ウィズ・パートナーズ(住所：東京都港区愛宕二丁目5番1号 代表取締役CEO：安東俊夫)と共同して、「遺伝子組換えカイコ事業」を更に拡大させることを計画しています。当社が所有するTGカイコを用いた技術は、抗体を含む組換えタンパク質の需要が高まる中、品質、生産性、運用性、いずれにおいても従来の技術を凌ぎ、この基幹技術(以下、「本技術」)により、TGカイコ繭から有望な抗体やタンパク質を産生することが出来ます。

(本技術の優位性)

本技術によるモノクローナル抗体(2)生産系は、全ての実験系において動物の使用を避けるという流れも見られる中、動物愛護の問題から除外される昆虫を用いることで、将来へ向け安定した事業展開が期待できると考えられ、動物愛護の対象外であるため、マウス腹水生産系(3)の代替として最適です。

本技術により生産した抗体は、付加される糖鎖に「フコース(4)」を含まないため、高い抗体依存性細胞障害(以下、ADCC)活性(5)を有します。癌や感染症など適応疾患に好適と期待しています。

本技術は、他の生産系では製造が難しい複数のサブユニット(6)から形成される高分子のタンパク質生産に威力を発揮します。

本技術において目的とする抗体やタンパク質の精製過程では、遺伝子組換え生物本体であるTGカイコを原料とせず、TGカイコが吐出形成した繭を原料として使用するため、従来法と比較して、組換え遺伝子の混入、原料由来ウイルスの混入などの心配は極めて少ない安全性の高い抗体やタンパク質が取得できます。

本技術は、大量生産に適しており、目的とする抗体やタンパク質の精製も容易です。

当社は、本技術の優位性を活かし、複数の医薬品関連企業と共同研究を実施しております。

(本技術を活かした共同研究)

- イ) 当社は、ヒト型フィブリノゲン(7)を効率よく作る製法の開発に成功しております。TGカイコ繭から抽出されるヒト型フィブリノゲンは、血液由来のウイルス混入の懸念がないため、従来の血液由来フィブリノゲンに比べ高い安全性を有しております。当社とアステラス製薬株式会社は、平成25年12月24日付で「遺伝子組換えカイコを用いて生産されるヒト型タンパク質の医薬品への応用」に関する共同研究契約を締結し、TGカイコで産生したヒト型フィブリノゲンを原料とした医薬品の製品化へ向けた「有用タンパク質の性状に関する基礎検討および医薬品に向けた製造方法の検討等」を終了し、これらの結果を踏まえ、次のステップに進めるため、更に共同研究を実施しております。
 - ロ) 当社は、株式会社CUREDとの共同研究により、同社が所有する抗HIV抗体遺伝子(8)をカイコに組み込み発現させることで、フコースを含まない高いADCC活性を有する抗HIV抗体の開発を進めています。これにより、TGカイコを用いた抗体医薬品の実用化を目指します。
 - ハ) 当社は、大手動物医薬品企業との共同研究を実施し、本技術による動物医薬品候補タンパク質の効率的生産技術を開発し、動物医薬品の実用化を目指しています。
- 二) 当社は、大手体外診断医薬品企業から依頼を受け、体外診断医薬品候補タンパク質の受託生産サービスを実施しており、これらの企業と共同で、本技術で産生したタンパク質を原料とする体外診断医薬品の実用化を進めています。

当社は、これらの共同研究の成果を実用化するために、平成25年7月5日発行の第1回新株予約権の行使により調達した資金541百万円、および金融機関からの借入金や自己資金により、約10億円をかけてGMP対応設備を備えた前橋研究所(以下、「パイロットプラント」)を建設致しました。また、当社パイロットプラントにおける医薬品原料の実用化に向けた研究開発資金や運転資金、TGカイコによる新規有用抗体あるいはタンパク質候補獲得のための研究開発および事業化を目的とした提携パートナーの獲得資金として、第2回新株予約権を発行し、577百万円の資金を調達致しました。現在、パイロットプラントでは、これらの資金により、上記共同研究先との開発や導入設備が期待される結果を検証し、GMP準拠における生産ラインの構築や大量生産に向けた研究開発を実施しております。

当社は今後、パイロットプラントにおいて構築されたノウハウや技術、共同研究の結果等を踏まえ、医薬品原料の製造へ向けた次のステップへ進んでまいります。

(今後の課題)

現在のパイロットプラントでは、GMP準拠における生産ラインの構築や大量生産を目指した研究開発を実施しておりますが、医薬品原料の製品化に向けて本格的な製造工場を建設する必要があります。

パイロットプラントは、治験薬製造と製品の実生産に必要な大量生産技術を開発することを目的として建設したものであり、本格的な医薬品原料の実生産においては、パイロットプラントの数倍規模でカイコを飼育することが可能な設備が必要となります。

本格的な製造工場における医薬品原料の生産管理をするためのノウハウや人材の確保が必要となります。

パイロットプラントにおいて蓄積されたノウハウや技術、共同研究の結果等を踏まえ、TGカイコ繭から医薬品原料を抽出・精製するための工場設計・建設が必要となります。

現在当社が飼育しているTGカイコの餌は、人工飼料を使用しておりますが、本格的に医薬品原料を生産する過程において、次のような課題を解決する必要があります。

餌の原料となる桑の葉が桑園の減少と共に減少し、大幅に足りなくなる可能性があります。

餌代は、飼育コストに過大な影響を及ぼし、コスト削減が利益拡大に向けて必要条件になりますが、人工飼料を生産している企業は、限定されております。

人工飼料を自社製造するためのノウハウや人材、設備等を所有しておりません。

当社は、上記の課題を踏まえ、次のとおり施策を行ってまいります。

(施策)

薬品原料の製品化に向けて本格的な製造工場の稼働準備および建設

桑の葉の確保および人工飼料のコスト低減を図るための事業化に向けた、提携パートナーの獲得および設備の建設

ウィズ・パートナーズは、国内外のヘルスケア産業に強い人的及びビジネス上のネットワークを持つヘルスケア専門メンバーが投資先企業の事業支援を行います。具体的には、大手製薬会社や大手化学会社で研究開発、事業開発で豊富な経験をもち、米国および国内の著名な公的研究機関で長年の研究実績をもつ複数の専門家を擁するとともに、医療現場のニーズを把握している現役の臨床医を複数アドバイザーに抱えております。ウィズ・パートナーズが業務執行組合員を務めるヘルスケア関連ファンドからこれまで、ナノキャリア株式会社、株式会社ジーンテクノサイエンス、シンバイオ製薬株式会社、株式会社メディネット、株式会社メドレックス、株式会社フロンテオなど合計7社のヘルスケア関連上場企業への投資を実施しており、経営面や事業開発に関する支援を行ってきております。当社においても「遺伝子組換えカイコ事業」拡大のため、独自に事業パートナーの開拓活動を行ってまいりましたが、今後この事業をさらに加速させるために、ウィズ・パートナーズが持つ国内外のネットワークを活用することは、当社にとってきわめて有益です。

そこで、本件第三者割当を通じて、ウィズ・パートナーズが業務執行組合員を務める割当予定先が当社普通株式もしくは、本新株予約権付社債、本新株予約権を保有する期間の間は、当社の「遺伝子組換えカイコ事業」に対し、ウィズ・パートナーズから、製品および事業開発における助言、パートナー・事業提携候補の紹介等の積極的かつ具体的な支援を得られる予定であり、当社に不足する医薬品事業の開発ノウハウの補完を行う旨合意ができております。当社は、割当予定先及びウィズ・パートナーズからの「遺伝子組換えカイコ事業」に対する積極的な支援を得、また「遺伝子組換えカイコ事業」の各種施策実施に必要な費用の一部を確保することを目的として、本件第三者割当を実施することといたしました。当社は、本件第三者割当を通じて「遺伝子組換えカイコ事業」を推進・加速することにより中長期的な企業価値向上を図る方針であり、本件第三者割当は株主の皆様をはじめとするステークホルダー各位の利益に資するものと判断しております。

(参考)

1 GMP

「Good Manufacturing Practice」の略で、製造業における製造管理、品質管理の基準を指し、原材料の入荷から製造、最終製品の出荷に至る全ての工程を、製品が「安全」に作られ「一定の品質」が保たれるよう厚生労働省が定めたものです。製薬業界では医薬品GMPを適正に運用することが、義務として課せられております。

2 モノクローナル抗体

単一の抗体産生細胞に由来するクローンから得られた抗体(免疫グロブリン)分子。

3 マウス腹水生産系

モノクローナル抗体の産生法の一つで目的の抗体を産生するハイブリドーマ細胞をマウスの腹腔内に接種する方法

4 フコース

糖鎖は、グルコース・ガラクトース・マンノース・N-アセチルグルコサミン・N-アセチルガラクト サミン、フコース、キシロース、シアル酸などの糖が複雑に連なって形成しており、フコースは、デオキシ糖の一種であります。

5 ADCC(抗体依存性細胞障害)活性

抗体が抗原となる細胞や病原体に結合すると、その抗体がマクロファージやNK細胞等のエフェクター細胞を呼び寄せ、細胞や病原体を殺傷します。これを、抗体依存性細胞障害(ADCC)活性といいます。ADCC活性は、抗体医薬品の抗腫瘍作用において、大変重要なメカニズムと考えられています。抗体に付加されている糖鎖にフコースが含まれないと、ADCC活性は飛躍的に上昇します。

6 サブユニット

タンパク質の1分子が数個のタンパク質の組み合わせから構成されるとき、構成しているそれぞれのタンパク質をサブユニットといいます。

7 ヒト型フィブリノゲン

血液凝固に関わる中心的分子であり、外科手術における組織の接着・閉鎖、止血等に使用されておりますが、複雑な構造をしたタンパク質であるため微生物等での作製が困難であり、現在でもヒト血液由来の製剤が使用されております。当社は、カイコ繭からヒト型フィブリノゲンを効率よく作る作製法の開発に成功しております。

8 抗HIV抗体遺伝子

HIV(Human Immunodeficiency Virus, ヒト免疫不全ウイルスの略)は、人に感染して、最終的に後天性免疫不全症候群(AIDS)を発症させるウイルスであります。このウイルスのタンパク質に対する抗体が、抗HIV抗体であり、その抗体タンパク質を作るための遺伝子を抗HIV抗体遺伝子と言います。

<他の資金調達方法と比較した場合の特徴>

有償の株主割当及びライツオファリングは、既存株主に十分に配慮したうえで、資金調達ができるという面において有効な調達方法である反面、発行時に必要な資金が調達できない可能性があります。

公募増資あるいは第三者割当の方法による新株式発行の場合には、一度に新株式を発行して資金調達が完了させることができる反面、1株当たりの利益の希薄化が同時に発生し、転換社債型新株予約権付社債又は新株予約権の発行と比べて株価への影響が大きくなる可能性が考えられます。一方、本新株予約権付社債及び本新株予約権を組み合わせた資金調達手法は、当社株式の株価・流動性の動向次第で実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性があるものの、希薄化懸念は相対的に抑制され、株価への影響の軽減が期待されます。

新株予約権のみに限定した資金調達の場合は、発行時に必要な資金を調達できず、株価の動向により当初想定していた資金調達ができない、又は、実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性があります。

転換社債型新株予約権付社債だけに限定した資金調達の場合は、新規の開発の進捗に応じて必要な資金調達を行うという柔軟性を十分に確保することが困難になります。

間接金融については、当社は3期連続の赤字決算であり、先行投資の事業計画を持つ当社の財務的な状況から、本新株予約権付社債及び本新株予約権を組み合わせた上記のような大型の資金調達を金融機関からの借入れにより行うのは極めて難しい状況にあります。

<本資金調達において配慮した点>

株価への影響の軽減

本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額につきましては、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前取引日(平成28年11月30日)の当社普通株式の普通取引の終値までの過去1ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均の小数点以下を切り上げた798円に決定いたしました。当該転換価額及び行使価額については、発行後に修正が行われない仕組みとなっております。当該転換価額及び行使価額の決定については、割当予定先と当社株式の各期間における市場での売買出来高や株価変動、決算短信等の情報開示からの期間等を協議した上で、総合的に判断いたしました。(なお、詳しくは後述「3 [発行条件に関する事項] a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」をご参照ください。)

本件第三者割当による資金調達は、一度に調達予定総額に相当する新株を発行するものではなく、株価の動向等を踏まえ、本新株予約権付社債の転換や本新株予約権の行使が行われるため、新株発行の場合と比較して、当社株式の供給が一時的に行われ、株式需給が急速に変化することにより株価に大きな影響を与える事態を回避できます。

希薄化の抑制

転換価額及び行使価額は一定の金額で固定されており、下方修正されるものではなく、交付株式数が当初の予定よりも増加し、更なる希薄化が生じる可能性はありません。

本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使は、比較的長期間にわたって徐々に実行される可能性があるため、希薄化は、新株式のみを一度に発行する場合と比べて抑制できると考えられます。

また、上記のとおり、当初の想定以上の希薄化が生じることはなく、逆に、株価の上昇局面においては円滑な本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使が期待され、既存株主の利益に過度な影響が及ばない形で資金調達が実現できます。

第2回新株予約権につきましては、平成28年11月11日現在、2,200個、対象株数220,000株の未行使の状況であります。残存する第2回新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちにその全部を消却することが、当社にとって潜在株式数を抑制することとなり、ウィズ・パートナーズにとっては本投資における権利行使を円滑に進めることができるため本投資契約の前提条件となっており、第2回新株予約権の発行要項第14項第(1)号及び関連する会社法の規定に基づき、本日開催の取締役会において、決議をいたしました。(本日開示「行使価額修正条項付き第2回新株予約権(第三者割当て)の取得及び消却に関するお知らせ」を参照)これにより、希薄化の程度が抑えられるものと考えております。なお、第2回新株予約権における未行使分の全部を取得するための資金(約160万円)は、自己資金にて充当致します。また第2回新株予約権と同時に第三者割当による方法で株式会社トランスジェニック(以下、「トランスジェニック」)に発行した第1回新株予約権付社債に関しては、トランスジェニックとは2011年3月11日に包括的業務提携契約を締結し、以来、基幹技術の相互補完、相互の営業網の活用、共同研究の実施などの戦略的な関係にあるため、取得及び消却を行いません。

資本政策の柔軟性

本新株予約権付社債については、一定の条件下において当社の判断によりその全部又は一部を償還することが、本新株予約権については、一定の条件下において当社の判断によりその全部を取得することが可能であり、資本政策の柔軟性を確保できます。

追加的な資金調達

本新株予約権付社債の発行により、無利息による資金調達を行うと共に、当社の技術・事業開発の進捗及び資金需要に応じて本新株予約権の行使により段階的・追加的に資金調達を行うことができます。

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債

本新株予約権付社債は、その特性上、当初には本社債の元本部分の払込みが行われ資金調達が実現できますが、本社債権者が本新株予約権付社債の転換を行わない場合には、手持ち現金を原資として、本新株予約権付社債の償還を実施する予定です。

第3回新株予約権

新株予約権の特性上、新株予約権者が保有する新株予約権を行使しない場合は、当該新株予約権の行使に係る払込金額の払込みが行われなため、結果として実際の調達金額が当初想定していた調達金額を下回る可能性があります。特に、株価が行使価額よりも下落する局面においては本新株予約権の行使が期待し難くなりますが、本新株予約権は、上記に記載したとおり、既存株主保護の観点から一時的な希薄化の抑制と株価への影響の軽減を企図しつつ、事業の進捗に応じて必要な資金調達を行うことを企図して設けられたものであります。

本新株予約権については、取得条項が付されており、当社は会社法の規定に従って、2週間前に通知又は公告をした上で、残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき払込金額と同額で取得することができます。

以上から、当社のおかれている現在の状況、他の選択肢とのを比較検討した結果、今回ウィズ・パートナーズから提案を受けた、本新株予約権付社債および本新株予約権という調達手法が最良の選択であると認識しております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合	
所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階	
設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号、その後の改正を含む。)	
組成目的	尊い命を守りより健やかな生活を実現するために独創的な科学上の発見や技術革新あるいは画期的な事業モデルをもとにヘルスケア関連事業を進める企業に投資することを目的として本組合は組成されました。	
組成日	平成26年10月1日	
出資額の総額	15,480,000,000円	
主たる出資者及び出資比率	1. 38.8% 独立行政法人中小企業基盤整備機構 2. 12.9% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (年金特定信託46626-6030) (同社は企業年金基金の受託者です。) 上記以外に10%以上の出資者はありません。 3. 1.3% 株式会社ウィズ・パートナーズ(本組合の業務執行組合員です。)	
業務執行組合員の概要	名称	株式会社ウィズ・パートナーズ
	所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階
	代表者の役職・氏名	代表取締役CEO 安東 俊夫
	事業内容	1. 国内外のライフサイエンス(バイオテクノロジー)分野・IT(情報通信)分野などを中心とした企業に対する投資・育成 2. 投資事業組合の設立及び投資事業組合財産の管理・運用 3. 経営全般に関するコンサルティング 4. 第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業
	資本金	1億円
	主たる出資者及び出資比率	1. 9.11% 松村 淳 2. 9.09% 東海東京インベストメント株式会社 3. 81.80% その他25名

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

c 当社と割当予定先の業務執行組合員との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

d 割当予定先の選定理由

当社は、当社のおかれている状況、技術力、事業モデル、経営方針、資金需要等に理解の深い支援先を割当対象とする、第三者割当による新株、新株予約権付社債、新株予約権等の発行など、あらゆる資金調達手段を検討してまいりました。

上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途 <資金調達の背景および主な目的>」に記載のとおり、割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズは、本新株予約権付社債及び本新株予約権を組み合わせた当社事業に必要な大型の資金拠出に加え、ヘルスケア産業に強い人的及びビジネス上のネットワークを保有し、ヘルスケア分野での事業展開支援において豊富な経験と実績を持っており、当社の「遺伝子組み換えカイコ事業」にきわめて理解が深く当社の置かれている状況を十分理解している支援先と考え、ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合を割当予定先として選定いたしました。

e 割り当てようとする株式の数

割当予定先であるウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合に割り当てる本転換社債型新株予約権の目的となる株式数は1,740,000株、本新株予約権の目的となる株式の総数は1,160,000株(新株予約権発行数116個、新株予約権1個につき10,000株)であります。

f 株券等の保有方針

割当予定先であるウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合は、尊い命を守りより健やかな生活を実現するために独創的な科学上の発見や技術革新あるいは画期的な事業モデルをもとにヘルスケア関連事業を進める企業に対して投資を行い、その成長発展を支援することを目的として組成され、当社に対する投資については、「4 [新規発行による手取金の使途] (2) [手取金の使途]」に記載の通りに使用されるほか、割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズを通して国内外の企業等との業務提携等、当社の企業価値向上に資する施策の支援をいただく予定であります。

割当予定先は本新株予約権付社債及び本新株予約権並びに本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の保有方針につきましては、以下の通り口頭にて確認しております。

1. 原則として、長期間保有する意思や当社の経営に関与する意思はなく、市場動向、投資家の需要、当社の事業提携先の意向等を勘案しながら売却するとの方針であり、具体的には、市場での売却のほか、当社と事業上のシナジー効果が見込まれる先あるいは当社の安定株主となり得る先への譲渡を可能な限り模索し、資本構成の最適化を通じて、株式市場における評価を高めていく目標であること。
2. 当社の事業遂行、株価動向、市場における取引状況、市場への影響等に十分に配慮しながら、本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の行使並びに当社普通株式の売却を行うこと。
3. 本件第三者割当に伴い割当予定先は当社代表取締役より当社普通株式について借株を行う旨を投資契約書へ記載し、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、株価変動リスクをヘッジする目的で売付けを行う。但し、ヘッジ目的の売付けは、関連する割当決議が公表されてから行われることになり、割当予定先がかかる借株を用いて割当ての転換価額及び行使価額に影響を与える売付けは行わない。また、割当予定先は、かかるヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行わない旨を口頭にて確認しております。

4. 単なる投資の回収を目的として当該当社普通株式を市場で売却するだけでなく、当社と事業上のシナジー効果が見込まれる者あるいは当社の安定株主となり得る者への譲渡を可能な限り模索し、資本構成の最適化を通じて、株式市場における評価を高めていく目標である。

ただし、割当予定先は、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、市場への影響に十分配慮しつつ、インサイダー取引規制なども考慮した上で、当該当社普通株式を市場において売却する可能性があります。また、割当予定先の業務執行組員であるウィズ・パートナーズは、当社の「遺伝子組み換えカイコ事業」において事業開発に協力する過程において、当社の重要事実を得る機会が生じることもあるため、当該重要事実が公表されるまでの一定の期間、インサイダー取引規制に服するため、株式市場での売却機会は限定されているものと当社は考えております。

g 払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合の払込みに要する財産の存在については、ウィズ・パートナーズから、割当予定先の平成28年11月30日現在の預金残高照会帳票を入手し、本件第三者割当の引受に要する資金約63億円の自己資金を保有していることを確認しており、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に係る払込金額の払込みのための資力は十分であると判断しております。

h 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合及びその業務執行組員であるウィズ・パートナーズ並びにその代表者および役員が、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社トクチョー(東京都千代田区神田駿河台三丁目2番1号 新御茶ノ水アーバントリニティ6階、代表取締役社長 荒川一枝)に調査を依頼し、以下に記載する方法で調査を行ったとの報告を受けております。

1. 公開情報

登記簿謄本等の官公庁提出書類、インターネット、雑誌、週刊誌などからの情報収集

2. 独自情報

公知情報から株式会社トクチョーが独自に構築した反社会的・市場勢力のデータベースとの照合

これらの調査を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。割当予定先の出資者についても、独立行政法人中小企業基盤整備機構については、同機構ホームページの「中小企業基盤整備機構「反社会的勢力に対する基本方針」について」により、反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力の不当な要求に対しては組織全体として断固たる姿勢で拒絶し、法的対応を行う方針である旨確認いたしました。また、他の出資者のうち東京証券取引所に上場する会社についてはコーポレートガバナンス報告書及び行動規範を確認し、未上場企業及び個人については、株式会社トクチョーに調査を依頼し、確認を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。

なお、当社は、割当予定先、割当予定先の業務執行組員、及びその代表者並びに割当予定先の出資者が暴力団等とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

割当予定先であるウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合が、本新株予約権付社債を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本転換社債型新株予約権の行使により交付された当社普通株式を第三者に譲渡することを妨げません。その場合において、その時点における当社の発行済株式総数の5%を超えて同一の第三者に対して割当予定先が本転換社債型新株予約権を行使することによって取得した当社普通株式(以下「本取得株式」という。)を譲渡、売却又は担保に供するときは当社の事前承認が必要となる旨、本投資契約で合意しております。

3 【発行条件に関する事項】

a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額につきましては、ウィズ・パートナーズとの間での協議を経て、本件第三者割当に係る取締役会決議の日(以下「発行決議日」といいます。)の前取引日である平成28年11月30日の当社普通株式の普通取引の終値を基準とした過去1ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均株価の小数点以下を切り上げた798円を基準株価として、798円(ディスカウント率0%)といたしました。

本件第三者割当に係る取締役会決議日の前取引日の当社普通株式の普通取引の終値までの過去1ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値を基準といたしましたのは、市場における当社株式の売買出来高や株価変動の状況を勘案し、一時的な相場変動による影響を受ける取締役会決議日直前日の終値を基準とするよりも、一定期間の平均値を採用する方が合理的であり、一定期間の平均値を採用する場合の発行価額の決定につきましては、取締役会決議日に近接した短期間ではなく、平成28年11月4日付「平成29年3月期第2四半期決算短信」において公表した直近の四半期末の財務状況を踏まえたある程度の期間の方が望ましいと考え、かかる平均値を参考とすることが、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。参考までに、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額は、発行決議日の前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の823円に対し3.04%(小数点第3位を四捨五入、以下同様)のディスカウント、発行決議日の前取引日を基準とした過去6ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価(小数点以下切り上げ、以下同様)851円に対し6.23%のディスカウント、また、過去3ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価829円に対し3.74%のディスカウントとなっております。

当社は、本新株予約権付社債の発行条件及び本新株予約権それぞれの発行価額の決定にあたっては、公正性を期すため、独立した第三者機関であるブルータス・コンサルティングに対して価値算定を依頼しました。

本新株予約権付社債については、株価(取締役会決議日の前取引日の株価)、配当率(0%)、権利行使期間(約3年間)、無リスク利率(-0.135%)、株価変動性(37.67%)、発行会社及び割当予定先の行動、その他本新株予約権付社債の発行要項、発行条件及び本投資契約に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。

その上で、当社は、本新株予約権付社債の実質的な対価(額面100円当たり100円)とブルータス・コンサルティングの算定した公正価値(額面100円当たり約99円53銭)を比較した上で、本新株予約権付社債の実質的な対価が公正価値を下回る水準ではなく、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

本新株予約権については、株価(取締役会決議日の前取引日の株価)、配当率(0%)、権利行使期間(約5年間)、無リスク利率(-0.096%)、株価変動性(77.58%)、とする。割当予定先は基本的に株価が行使価額を上回っている場合、権利行使を行い、行使された株式については、市場への影響に留意して1日当たりの平均売買出来高の約10%を目安に売却をするものとする。当社による行使請求が可能な場合は行使請求を行う。その他本新株予約権の発行要項、発行条件及び本投資契約に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。その上で、当社は、本新株予約権の発行価額は、公正価値と同額の、1個当たりの払込価額を、38,000円としており、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないと判断しました。

かかる本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額につきましては日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しております。

さらに、当社は本新株予約権付社債の発行価額及び本新株予約権の払込金額の算定については、ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)(東京都港区)(以下「ベーカー&マッケンジー」という。)に対し、その算定方法や前提となる条件設定の合理性についての検証を依頼し、当社と割当予定先の無限責任組合員であるウィズ・パートナーズとの投資契約書や有価証券届出書、ブルータス・コンサルティングの価値評価報告書など必要な書類を考察し、当社と割当予定先との間の契約の締結や本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当日における発行等が日本国の法令その他に抵触しないかなどを検討し、現在妥当しうる解釈に照らし、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行が有利発行を含め日本国の法令に抵触しない旨の法律意見の表明を受けております。

なお、当社監査役3名(うち社外監査役2名)からは、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行要項の内容及び上記のブルー・タス・コンサルティングの算定結果を踏まえ、下記事項について確認し、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利でないと判断した旨の意見表明を受けております。

- ・本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行について、監査役会として本件第三者割当の担当取締役等による説明を受け、資金調達目的、必要性等について聴取し、その結果、取締役の意思決定として経営判断の原則に則り適正に行われていること。
- ・ブルー・タス・コンサルティング及びベーカー・&・マッケンジーは企業価値評価実務、発行実務及びこれらに関連する法律・財務問題に関する知識・経験を有し、また当社経営陣から独立していると認められること。
- ・発行条件等については企業価値評価に定評のあるブルー・タス・コンサルティングに依頼し価値評価を行っており、同社担当者より評価ロジック、前提となる基礎数値について説明を受け、その妥当性が認められること。
- ・ブルー・タス・コンサルティングの評価報告書に記載された公正価値と比較して、本新株予約権付社債及び本新株予約権のいずれも有利発行に該当しないこと。
- ・上記の点から、ブルー・タス・コンサルティングによる価値算定に依拠することに問題がないと考えられること。
- ・ベーカー・&・マッケンジーの平成28年11月30日付意見書を確認し、適法性に問題がないこと。

b 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

発行数量に関しては、当社株式の直近6カ月(124取引日)の売買高は3,993,500株、3ヶ月(60取引日)では1,596,300株、1ヶ月(20取引日)では444,400株に対し、本転換社債型新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は最大で1,740,000株、転換期間は3年間。本新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は最大で1,160,000株、行使期間は5年間。本件の対象となる合計株式数2,900,000株を5年間で消化するためには、それぞれ直近6カ月の売買高ベースでは一日平均売買高の7.26%($=2,900,000 \div (3,993,500 \times 2 \text{半期} \times 5 \text{年})$)、直近3カ月の売買高ベースでは一日平均売買高の9.08%($=2,900,000 \div (1,596,300 \times 4 \text{四半期} \times 5 \text{年})$)、直近1カ月の売買高ベースでは一日平均売買高の10.88%($=2,900,000 \div (444,400 \times 12 \text{ヶ月} \times 5 \text{年})$)となり、以上から合理性があるものと考えております。また、本転換社債型新株予約権および、本新株予約権の転換・行使価格は固定されており、割当予定先による過度の売却が割当予定先の利益にそぐわないこと、また保有株式の売却の際には、割当予定先は市場に配慮したうえで行う旨、口頭で伺っており、割当先による過度な売り圧力とはならないと認識しております。

本転換社債型新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は最大で1,740,000株であり、転換価額が固定されているため、発行後の交付予定株式数の変動はありません。

本新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は最大で1,160,000株であり、本新株予約権については、一定の条件のもと当社の判断により残存している本新株予約権の全部を取得することが可能となり、希薄化を抑制できる仕組みになっております。

上記のとおり、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ最大で1,740,000株、1,160,000株、合計最大で2,900,000株(議決権の数は29,000個)であり、平成28年12月1日現在の発行済株式総数7,332,590株(総議決権数73,281個)に対して、合計39.55%(議決権比率39.57%)となります。

当社としましては、企業価値及び株主価値の向上を実現するためには、当社が必要とする資金を迅速に調達する必要があると考えております。また、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る発行数量は、純資産の充実、及び当社の資金需要に対応する資金を確保できるという点において、有用と判断しております。

なお、本新株予約権付社債及び本新株予約権は、転換価額及び行使価額が固定されていることから、株価が転換価額又は行使価額を下回る場合には転換又は行使は進まないため、本資金調達による株価下落リスクは限定的であると考えております。よって、当社普通株式の市場株価が転換価額及び行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

また、割当予定先の持つノウハウ、ネットワークを活用して、成長投資を行うことで「遺伝子組み換えカイコ事業」が立ち上がり、企業価値及び株主価値の向上に資すると見込まれることから、本新株予約権付社債及び本新株予約権は既存株主の皆様にも理解いただくことができる内容であると考えており、発行数量及び株式の希薄化の規模において合理性があるものと考えております。

しかしながら、本新株予約権付社債及び本新株予約権は、上記のとおり既存株主の皆様に対して25%以上となる大規模な希薄化を生じさせることを内容としているため、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めに従い、必要な手続きを進めてまいります。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式記載上の注意事項(23-6)に則り、平成28年9月30日現在の総議決権数72,881個により算出した希薄化の合計は、議決権比率で39.79%となり、希薄化率が25%以上となることから、大規模な第三者割当に該当することとなります。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
ウィズ・ヘルスケア日本 2.0投資事業有限責任組 合	東京都港区愛宕二丁目5番 1号			2,900,000	28.47
清藤 勉	群馬県高崎市	1,123,700	15.42	1,123,700	11.03
株式会社トランスジェ ニック	福岡県福岡市中央区天神2 - 3 - 36	205,000	2.81	205,000	2.01
岩井化学薬品株式会社	東京都中央区日本橋本町3 - 2 - 10	200,000	2.74	200,000	1.96
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6- 1	132,100	1.81	132,100	1.30
栄研化学株式会社	東京都台東区台東4-19- 9	125,000	1.72	125,000	1.23
株式会社東和銀行	群馬県前橋市本町2-12- 6	100,000	1.37	100,000	0.98
資産管理サービス信託銀 行株式会社(証券投資信 託口)	東京都中央区晴海1-8- 12 晴海トリトンスクエア タワーZ	98,000	1.34	98,000	0.96
中沢 和美	神奈川県藤沢市	90,100	1.24	90,100	0.88
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1-14 - 1	86,800	1.19	86,800	0.85
金光 秋彦	東京都中央区	79,000	1.08	79,000	0.78
計		2,239,700	30.73	5,139,700	50.43

(注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年9月30日現在の株主名簿をもとに算出しています。

2 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年9月30日現在の所有株式数に係る議決権の数を、平成28年9月30日現在の総議決権数(72,881個)で除して算出した数値であり、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年9月30日現在の所有株式数に係る議決権の数を、平成28年9月30日現在の総議決権数(72,881個)に、本転換社債型新株予約権及び本新株予約権が全て行使された場合に増加する株式に係る議決権数(29,000個)を加えた数で除して算出しております。

3 ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合の「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、本転換社債型新株予約権及び本新株予約権が全て行使された場合に保有する株式数に基づいて記載しております。

4 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本件第三者割当は、既存株主に対して、上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、相応の希薄化の影響を与えることとなります。しかしながら、上記「3 発行条件に関する事項 b 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方」に記載のとおり、当社は、本件第三者割当により、大規模な資金調達を行い「遺伝子組み換えカイコ事業」に投資し、自社製品の開発を推し進め、成長戦略を実行することで、当社の経営の安定及び当社の企業価値の向上につながり、ひいては既存株主の株式価値の向上に寄与すると考えており、本件第三者割当による株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

(2) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

「第一部 証券情報 第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載の通り、当社の「遺伝子組み換えカイコ事業」を行う上では、大型の資金調達が必要ではありますが、当該調達を行うためには、本件第三者割当てによる方法が現実的な資金の取得という意味で、最良の選択であると認識しております。また、本件第三者割当は、既存株主に対して相応の希薄化の影響を与えるため、当社は、本件第三者割当の決定に際し、本件第三者割当と他の資金調達方法との比較を行い、上記「第一部 証券情報 第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途 <他の資金調達方法と比較した場合の特徴>」の記載の通り、本件第三者割当は、当社株式の取引状況に配慮しつつ、今後の事業戦略を推進するための資金調達を行い、当社の財務基盤を安定させることとなる方法であること、そのことは当社の企業価値の向上に資するとともに、将来的に既存株主の利益につながることから、現時点の当社における資金調達方法として最も合理的と考えられるものとして選択いたしました。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本件第三者割当による資金調達は希薄化率が39.57%（議決権の総数に対する割合）となり、25%以上であることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条「第三者割当に係る遵守事項」により、経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手又は当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意思確認のいずれかの手続きをとることとなっています。そこで、当社は、本件第三者割当に関する決議を行った平成28年12月1日開催の当社取締役会に先立ち、社外の専門家(弁護士 狛文夫氏)及び当社の社外監査役2名(公認会計士 田山毅氏および及び、石原靖議氏)、計3名で構成された第三者委員会に、本件第三者割当の必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、本件第三者割当に関する事項(本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行の目的及び理由、資金調達の額、使途及び支出予定時期、発行条件、割当予定先の選定理由、本件第三者割当後の株主構成及び持株比率、今後の業績への影響の見通し等)について可能な限り詳細な説明を行いました。

その結果、第三者委員会から、「本件第三者割当の必要性及び相当性について問題がないと考えます。」と結論を得ております。

上記結論に至った理由として、本件第三者割当の必要性については、「遺伝子組み換えカイコ事業は貴社の主力事業であり、貴社の業績向上のために当該事業の更なる拡大が不可欠であるところ、そのための先行投資として、当該事業における医薬品原料の本格的な製造工場を建設・稼働するための資金等が必要ということであり、本件第三者割当による調達資金は、貴社の企業価値向上に資することが合理的に予想される使途に充当されるものと期待できます。また、貴社の現状の資金繰り、手元資金、財務状況、今後の営業利益及びキャッシュフローの状況並びに、過去からのトレンドに基づけば、本資金調達の緊急性が認められます。その他、貴社から受けた説明及び受領資料の内容について特に不合理な点も見いだせず、貴社には資金調達の必要性が認められると考えます。」と意見をいただき、本件第三者割当の相当性については、(ア)他の資金調達手段との比較に関しては、他の調達手法と比較をしたうえで「貴社から受けた説明及び受領資料によれば、他の資金調達手段として、有償の株主割当てやライツオファリング、新株発行(公募または第三者割当)、新株予約権発行のみによる調達、転換社債型新株予約権付社債のみによる調達及び間接金融による調達は検討したとのことで、株価に与える影響や貴社にとっての資金調達の確実性を考えると、新株予約権付社債と新株予約権の組み合わせで資金調達する方法が最も合理性があるとのことであり、その論理において特に不合理な点は見いだせません。」とのこと、(イ)割当予定先については、「貴社から受けた説明及び受領資料によれば、割当先はヘルスケア業界において十分な投資実績があります。また、割当先の株式保有方針によれば、株式取得後も貴社の経営に大きな影響を及ぼさないものと想定できます。さらに、割当先と貴社の既存株主との間に利害関係は存在しないこと、貴社において調査会社に委託して割当先及び株式会社ウィズ・パートナーズの役員が反社会的勢力と関係の有るか否かの調査もを行い、この調査の過程で特に問題のある情報は検出されず、割当先の出資者についても反社会的勢力と関係がないことが確認されていることからすれ

ば、割当先の選定に著しく不合理な点は認められません。」とのこと、(ウ)発行条件については、「本件第三者割当の発行価格は、特に有利な発行価額及び払込価額には該当せず、また上述のように資金調達の緊急性があることからすれば、有利発行によらないこととした判断にも一定の合理性が認められます。さらに、外部算定機関である株式会社ブルーラス・コンサルティングが本件第三者割当にかかる新株予約権付社債と新株予約権それぞれについて算出した評価額を踏まえて決定されており、同社の評価ロジックも合理的であることから、第三者委員会としては、発行価格は相当であると判断します。その他の発行条件についても、貴社と割当先との間の投資契約書のうち主要な契約条件を検討し、特に不合理な点を見出しておらず、当該投資契約書については貴社の代理人として外部の法律事務所における弁護士が交渉を担当しているとのこと、その交渉プロセスにも不備がないものと思われる。」とのこと、(エ)希薄化については、本件第三者割当により既存株主の持株比率及び議決権比率に相応の希薄化が生じるものの、本件第三者割当により調達した資金が貴社の主力事業における製造工場の建設・稼働等に充てられることや、割当先がヘルスケア業界において豊富な投資実績を持つことからすれば、中長期的には、本件第三者割当が貴社の企業価値及び株式価値の向上につながる蓋然性は非常に高いと思われる、貴社の株主にとっては希薄化を上回るプラス効果があると思われます。したがって、貴社から受けた説明及び受領資料の内容を前提とする限り、本第三者割当増資による希薄化の規模については合理性が認められると考えます。との意見を得ております。したがって、当社といたしましては、財務状況の強化および事業構造の改革に係る資金を確保することを目的とする今回の第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権の募集の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

組込情報である有価証券報告書(第34期)及び四半期報告書(第35期第2四半期)(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成28年12月1日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について重要な変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等の記載には、将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日(平成28年12月1日)現在においても変更の必要はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

2. 臨時報告書の提出について

組込情報である有価証券報告書(第34期)の提出日(平成28年6月30日)以降、本有価証券届出書提出日(平成28年12月1日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しています。

(平成28年6月30日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成28年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 決議事項の内容

議案 取締役6名選任の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果	
					賛成割合 (%)	可否
議案 取締役6名選任の件						
清藤 勉	31,796	1,171	0	(注)	92.98	可決
前田雅弘	32,435	532	0		94.84	可決
中川正人	32,434	533	0		94.84	可決
小野寺昭子	32,429	538	0		94.83	可決
富田正浩	32,564	403	0		95.22	可決
福永健司	31,438	1,529	0		91.93	可決

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

3 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第34期事業年度)「第一部 企業情報 第3 設備の状況

3 設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日平成28年12月1日現在以下のとおりとなっております。

(1) 重要な設備の新設等

会社名	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額(千円)	資金調達方法	着手予定年月	完成予定年月
提出会社	遺伝子組換えカイコ事業	TGカイコ大量飼育に関わる機械装置及び設備の設計	300,000	新株予約権社債及び新株予約権の発行及び行使による調達	平成30年10月	平成32年9月
提出会社	遺伝子組換えカイコ事業	医薬品原料の製造工場の建設及び製造ライン設備(GMP準拠)	1,550,000	新株予約権社債及び新株予約権の発行及び行使による調達	平成31年1月	平成32年9月
提出会社	遺伝子組換えカイコ事業	人工飼料の事業化に向けた、建設および設備購入	200,000	新株予約権社債及び新株予約権の発行及び行使による調達	平成30年10月	平成32年9月

4 資本金の増減について

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第34期事業年度)に記載の資本金等は、当該有価証券報告書の提出日(平成28年6月30日)以後、本有価証券届出書提出日までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	資本金		資本準備金	
	増減額(千円)	残高(千円)	増減額(千円)	残高(千円)
平成28年4月1日～平成28年12月1日(注)	14,680	2,237,102	14,680	1,269,482

(注) 新株予約権の権利行使による増加であります。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度(第34期)	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年6月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度(第35期 第2四半期)	自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日	平成28年11月11日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月29日

株式会社 免疫生物研究所
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桂	川	修	一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小	出	検	次

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社免疫生物研究所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社免疫生物研究所及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社が発行した第2回新株予約権につき、平成28年4月1日から平成28年4月22日までの間に一部行使されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社免疫生物研究所の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社免疫生物研究所が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月29日

株式会社 免疫生物研究所
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桂	川	修	一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小	出	検	次

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社免疫生物研究所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社免疫生物研究所の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社が発行した第2回新株予約権につき、平成28年4月1日から平成28年4月22日までの間に一部行使されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年11月11日

株式会社免疫生物研究所
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桂	川	修	一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉	田	英	志	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社免疫生物研究所の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成28年7月1日から平成28年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社免疫生物研究所及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。